

雨水流出抑制施設の管理に関する協定書

鎌ヶ谷市を甲とし 乙として、乙が所有し管理する雨水流出抑制施設（以下「施設」という。）の管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において施設とは、雨水を一時的に貯留させること等により流出抑制し、下流の河川等に対する負担を軽減させることを目的とする施設をいう。

（施設の所在及び種類）

第2条 乙が所有し、管理する施設は次のとおりとする。

- ・所在地
- ・施設の種類

（管理及び保全）

第3条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって施設の管理及び保全を行うものとし、その一切の業務を遂行しなければならない。

- ・施設への雨水の流出入口の点検、清掃
- ・施設内外の危険防止対策とその措置
- ・施設の損壊防止及び除草、臭気対策

（費用負担及び賠償責務）

第4条 この協定を履行することによる維持、保全に要する費用及び第三者に損害を与えた場合の賠償責務は乙が負うものとし、その費用等は、すべて乙の負担とする。

（施設への立入り）

第5条 甲は、この協定に基づき必要と認めたときは、施設への立入りができるものとし、乙は、これに協力するものとする。

(位置等の変更)

第6条 乙は、施設の位置もしくは種類を変更しようとする場合は、事前に甲と協議するとともに、同一敷地内に同等以上の機能及び容量をもった施設を確保し、変更内容について甲へ申請しなければならない。

(地位の承継)

第7条 乙は、施設を第三者に譲渡するときは、施設の存在及び機能並びに容量を確保することを書面にて提示し、厳守させるとともに、この協定に基づく乙の地位をその者に承継させるものとし、承継の日から30日以内にその旨を甲へ届け出なければならない。

(廃止・撤去)

第8条 流末河川等の整備により、施設を存置させる必要がないと認められる場合は、甲、乙協議により施設の廃止もしくは撤去することができる。

2 前項により廃止もしくは撤去する場合の費用は乙の負担とする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、この協定の締結の日から第2条に定める施設の存続期間とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または、この協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号

氏名 鎌ヶ谷市長 ○○ ○○ 印

乙 住所 ○○市○○

株式会社△△

氏名 代表取締役 ××

雨水流出抑制施設の管理に関する協定書に添付する書類について

- ・ 案内図
- ・ 公図の写し
- ・ 求積図
- ・ 雨水流出抑制施設設置調書
- ・ 土地利用計画図
- ・ 排水施設設計平面図
- ・ 排水施設縦断面図
- ・ 排水施設構造図
- ・ その他市長が必要と認める書類

(注1) 添付する書類については、道路河川整備課治水係に確認して下さい。

(注2) 雨水流出抑制施設の管理に関する協定書と添付する書類は、袋とじをして表表紙と裏表紙に契印をして作成して下さい。